

伊勢市議会規則第 号

伊勢市議会傍聴規則の一部を改正する規則

伊勢市議会傍聴規則（平成17年伊勢市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

（傍聴の手続）

第3条 一般席で傍聴しようとする者は、会議当日所定の場所で市議会本会議傍聴券（以下「傍聴券」という。）の交付を受けなければならない。

2 前項に規定する交付は、先着順に行うものとする。ただし、次条の定員を超える傍聴人がある場合は、議長はその交付を中止することができる。

3 傍聴券の交付を受けた者（以下「一般傍聴人」という。）は、傍聴券の交付を受けた日に限り、傍聴することができる。

4 一般傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

5 一般傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

（一般席の定員）

第4条 一般席の定員は、31人（車椅子席2人を含む。）とする。ただし、議長が必要と認めるときは、定員を変更することができる。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条第2項を削り、同条を第6条とする。

第8条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等による通話（着信音を発することを含む。）をしないこと。

第8条中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条を第7条とする。

第9条を削り、第10条を第8条とし、第11条を第9条とし、第12条を第10条とする。

#### 附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

#### (説 明)

これは、傍聴人の手続の簡素化を図り市民の傍聴を促進するとともに、議会の公開を推進するため、規則を改正しようとするものである。